

しかし ISP も、その企業規模は様々であり、それぞれ公平な負担を強いることは現実には困難であることから、企業の規模に応じた負担などにより運営していくことなどが理想であると考えられる。

また、政府や地方公共団体からも、資金的な助成を考慮することが期待される。

#### **(5) 年間コスト**

我が国において、ホットラインを設立した場合、どの程度の年間コストが必要になるかであるが、外国のホットラインを例にとると、最も資金の大きいところが米国の NCMEC で、年間約 200～300 万ドル（約 2 億 4 千万円～3 億 6 千万円）であった。逆に最も少ないところではフランスの AFA で、年間約 3 万 5 百ユーロ（約 420 万円）であった。

これらは、各国の人口やインターネット人口、あるいは年間の通報件数等も考慮しなければならないほか、ホットラインの運営形態等でかなりの差が生ずると考えられる。

なお、これら外国のうち、インターネット人口だけで見ると、最も我が国（約 4,620 万人、携帯電話からの利用者を含む）と近いのが英国の 3,430 万人であり、IWF では、年間 50 万ポンド（約 9 千 5 百万円）のコストで運営されていることから、この値が参考になると考えられる。

#### **(6) 体制**

欧米各国のホットラインをみると、数名から 20 名程度で運営しているところがほとんどである。我が国の場合では、上記の年間コスト同様、英国の IWF を参考にすると、10～15 名程度の体制が考えられる。

#### **(7) その他、考えられる形態等**

欧米各国のホットラインでは、業務拠点を設け、そこに必要な資料や機器を設置した上、ホットライン従事者が業務に従事するという方式で行っている。

しかし、我が国でのホットラインの設立を考える場合、その一例として全国でボランティアを公募し、それぞれの自宅等のパソコンから、ホットライン業務を担うことができれば、業務拠点は必要なく、またその体制も数十人から数百人規模のものも考えることができる。つまり、インターネット上に通報用のフォームを作成し、一般ユーザーからの通報を受けるという方式は同じだが、その内容の確認に当たり、それぞれのボランティアが自宅において、自分の所有するパソコンからそれらの通報内容を確認し、判断、措置等の一連の業務を行うというものである。この方式によれば、欧米のホットラインに比べ、かなり少ない経費で、また体制的にはより多くの人員でホットラインを設置することも可能であると考えられる。

## **2 活 動**

### **(1) コンテンツの判断と振り分け**

ホットラインでは、児童ポルノなどの対象となる違法コンテンツについて、警察に通報措置を採ることになるが、受理担当者によって、その措置の判断基準が変わらないようにすることが重要となる。

英国の IWF では、1 人のマネジメント担当者が全ての通報に目を通してから、それぞれ他のスタッフに割り当てて判断させ、さらに再度それをマネジメントに戻さ

せ、最終的に判断するシステムを取っている。この手法は、通報件数が1人のマネジメントで賄える場合には有効であるが、それを超えると困難な場合も想定される。しかし、いわゆるグレーゾーンにあるコンテンツのみを絞り、判断をする場合には効果的であると考えられる。

このため、コンテンツの違法性の判断については、警察等による定期的な講習等を開催し、判断者の能力を一定に保つことが必要であろう。

一方、違法に至らない有害なコンテンツの判断にあっては、政府や警察等の行政機関からの独立性を保った上で、ISP側による一定の基準をもとに、判断することが望ましいとする意見もあるが、これら行政機関も少年の健全育成に関して責任を有することから、判断に参画すべきとの考えもある。

## (2) 措置の区分

### ア 違法と判断されるコンテンツ

児童ポルノなどの違法コンテンツは、犯罪捜査の対象として警察に通報するとともに、捜査に支障のないようにしつつ、ISPに対して削除勧告をすることになる。

### イ 有害と判断されるコンテンツ

少年に有害なコンテンツに関しては、その有害性の度合いにより、幾つかの段階分けが考えられる。

#### ○ 閲覧制限措置勧告

性や暴力に関するような、少年に有害と思われるコンテンツに対しては、フィルタリングシステムにかかるよう、レイティングの措置を通報することが出来る(第3者レイティング)。(財)インターネット協会では、このような有害コンテンツが含まれるWEBページがフィルタリングされていない場合に、一般市民から(財)インターネット協会のホームページ上で通報を受理し、必要なレイティングを施すサービスを行っている。

(<http://www.iajapan.org/rating/#detreq/>)

これを利用した通報が考えられる。

またその他にも、サイト開設者に対して、18歳未満の少年は閲覧できない旨を表示したり、相手の年齢を確認するなどの措置勧告や、少年が当該コンテンツを閲覧できないよう、自主レイティング等の措置を勧告すること等が考えられる。

#### ○ 削除勧告

違法に至らないコンテンツでも、その有害性が著しく、また社会的に見ても反道徳的なコンテンツなどは、ISP側等とルールの調整を図った上、削除勧告することが考えられる。

具体的な例では、いわゆる「出会い系サイト」と呼ばれる「インターネット異性紹介事業」に該当しない、インターネット上の掲示板に、18歳未満の児童を相手方とする性交等の勧誘の書込みがなされることが、ないとは言えない。

平成15年3月現在、国会(第156回通常国会)に提出されている「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」

においては、面識のない異性との交際のための「インターネット異性紹介事業（いわゆる「出会い系サイト）」に、こうした勧誘書込みをすること等を規制対象としている。しかしこの法律で禁止しているのは、この「インターネット異性紹介事業」に書込む行為であって、それに該当しない、例えば趣味の友達を探したり、相談相手を探すための、いわゆる「一般掲示板」に書込みがあったとしても違法とはならない。

しかし、こうした児童を対象とした性交等勧誘の書込みは、例え「一般掲示板」においてなされたものであっても、勧告に基づき、ISP側の自主ルールによって削除されることが考えられる。

#### ウ 海外のコンテンツに対する措置

海外のサーバにこれら違法と判断されるコンテンツが掲載されていた場合には、警察を通じて相手国の警察に通報する方法と、連携する相手国のホットラインに通報する方法が考えられる。

外国のホットラインをみると、英国のIWFでは、VisualRouteというソフトウェアを用い、当該コンテンツをトレーシングして発信元（国）を把握している。そして、それが国外のサーバから発信されていれば、その情報を英国においては、外国への通報機関であるNCISに通報し、そこから外国の警察機関に通報することになっている。

我が国では警察庁がInterpol等との情報交換窓口となっていることから、我が国のホットラインとしても、まず警察庁に通報した後、当該国の警察機関に通報することが考えられる。

#### (3) ISPへの通報と措置履行の確保方策

ホットラインが、違法・有害コンテンツの措置をISP等に通報しても、ISP側でこれを放置していたのでは意味がない。ISP側が措置を履行するための担保・ルールが必要となる。この点に関しては、まず法的な義務付けと規約等に則った措置履行が考えられる。

法的な義務を課している外国のホットラインの例としては、英国IWFでは「Electronnic Commerce Directive Regulation 2002（電子商取引指令の施行規則2002）」により、ISP側が違法な画像をホスティングしていても、ホットライン等から通報があった場合に、違法コンテンツを削除することで、違法とされることはないという免責規定により、措置履行を確保している。

一方、法律ではなく規約に則っている例として、アイルランドISPAIがあり、自主的な規約により、違法情報を削除している。この自主規制により、ISP側では契約者（情報発信者）との利用規約に、違法情報を削除できるという規定を設けなければならないとしている。そしてISPの措置履行を監視する役割を担うのが、IABであり、ISP業者に対し道徳的なプレッシャーをかけることで、これらの措置履行を確保している。

我が国でのホットラインのあり方としては、少なくとも違法なものについて、通報があった時には、措置を確実に採るルールが必要であると考えられる。具体的には、(社)テレコムサービス協会の示す「インターネット接続サービス等に係る事業

者の対応に関するガイドライン」や、さらにこれを具体化した「インターネット接続サービス契約約款モデル条項（α版）」などに準拠したルールが ISP 業界で作られ、遵守されることが考えられる。

#### （４）違法コンテンツ所持の扱い

外国では、例えば児童ポルノは所持するだけで違法とされていることから、ホットラインが警察に通報するまで、一時的に児童ポルノ画像をデータベースに保存していることが問題となる。つまり当該画像等を所持することについて、ホットラインの免責がなされるかどうかの問題となる。英国の IWF では、特に明文の規定はないが、警察と非公式な合意の下で免責となっている。

一方、フランスの AFA では、免責とはなっていない。AFA では通報があると、そのサイトを確認し、ISP や警察等に通報するが、違法画像等のコンテンツは保持しておらず、これらのコンテンツを、警察の捜査のため保持するのは ISP となっている。なお、ISP ではインターネット上の当該コンテンツは削除するが、コンテンツ自体とログデータ等は、捜査のために必要な間だけ保存している。これも ISP 担当者と警察との間の非公式な合意の下で行われているもので、明文の規定はない。しかし、我が国には現在単に所持しているだけで違法とされるコンテンツはないため、この種の問題が起きることはない。しかし将来的に単純所持も違法とされるコンテンツが出てくれば、ホットラインによる当該コンテンツの取扱いを法的に整理する必要がある。

#### （５）システム

##### ア 通報の受理

通報受理の方法としては、

- ① WEB ページ上のフォームからの通報
- ② 電子メールによる通報
- ③ 電話での通報
- ④ FAX による方法
- ⑤ 郵送

などが考えられる。

外国のホットラインを見ると、英国 IWF では①～④、アイルランド ISPAI では①～⑤のすべての方法で受け付けているが、他の国のホットラインを含めて、主に WEB ページのフォームから受け付けている。

WEB 上の通報用フォームに、あらかじめ発見時の状況や、当該コンテンツの種別（性的なコンテンツか、暴力的なコンテンツか等）等の必要な項目を用意し、通報を受理すれば、通報内容の確認や措置の振り分け等の措置も効率的になると予想されることから、①を中心とした受理方法が望ましいと考えられる。

##### イ データベースと重複する情報への対処

通報を受けた違法・有害コンテンツ等は、ホットラインのサーバ内に、データベースとして保存することが考えられる。こうしたコンテンツは、複数の通報者から重複した通報が来ることが予想され、すでに措置済みのコンテンツに対しては、確認や判断等の過程を省き、措置されることが望ましいことになる。

## **(6) ホットラインの周知広報**

ホットラインを有効に機能させるためには、その存在を広報し、インターネットの一般ユーザーに周知させる必要がある。外国の例として、米国の NCMEC では、Yahoo や Lycos といった、人気の高いサイトにリンク貼るなどして広報している。その他にも、新聞やテレビなどのマスメディアによる広報や、学校での保護者会議などでの積極的な広報・啓発などにより、多くの国民に周知させ、ホットラインを機能させることが考えられる。